

第 1 期
赤井川村地域福祉実践計画
2018 年度～2022 年度

社会福祉法人
赤井川村社会福祉協議会

1. 生活課題への対応

【福祉課題】

◆買い物・通院等への移動困難、住まいに関する不安

人口減少や高齢化に伴う、運転免許返納による移動手段の減少などにより、移動困難者が増加しています。さらに一人暮らし高齢者等の生活支援サービスや住まいに関することも課題となっており、継続的な介護予防の展開や地域の見守り、さらには制度的な支援体制についても強化が必要です。

【具体的実践項目】 ○ 推進 ◎ 強化

取り組み・目標	年次計画 (2018～)					財源 区分	関係機関
	18	19	20	21	22		
■買物ツアーの実施 (年3回) ・余市、小樽等 参加費500円 ボランティア同行で、買い物、昼食 ガイドライン①ーイ高齢等各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	○	○	○	○	○	参加費 補助 共募	ボランティ ア
あり方について検討							
■送迎サービスの実施 ・村外、村内の通院等 (無料) ・要支援1、2 等の高齢者、妊産婦等、昨年実績120件 ガイドライン③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達、社会福祉法人による公益的な取り組み	○	○	○	○	○	補助 自主	地域包括支 援センター 行政
あり方について検討							
■ (新規) 住民主体の移動手段の確保を検討する ・車両整備等の検討 ガイドライン①ーセ地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取り組み	◎	◎	○	○	○	寄付 会費 共同 募金	住民、企業 等
■たすけあいサービスの実施 ・困りごとに関する支援、簡単な金銭 管理等、狭間のサービス ガイドライン①ーウ制度の狭間の課題対応	○	○	○	○	○	自主	住民全体
ボランティアの活用、内容整備							
■食生活改善委員会の給食サービスへの助成、協力 ・年4回、75歳以上の独居、80歳以上の 夫婦世帯、昨年実績203食 ガイドライン①ーアボランティア団体への支援	○	○	○	○	○	補助	食生活改善 推進員 行政
■配食ボランティアの会が行う配食サービスへの助成、協力 ・毎週金曜日、調理と配食、安否確認 高齢者対象、昨年実績1189食	○	○	○	○	○	共同 募金 寄付	ボランティ ア
ボランティアの育成・強化							

ガイドライン①ーアボランティア団体への支援							
■電話サービスの実施 ・月～金曜日、委託事業、安否確認、話し相手、有償ボランティア 昨年実績502回	○	○	○	○	○	委託	行政 ボランティア
■車椅子、歩行器の無償貸出事業の実施 ・社協の車いす等を無料で貸し出し	○	○	○	○	○	寄付	住民全体
■見守りネットワーク事業の実施 ・本人、家族の了解のもと、近所、駐在等、民生委員、関係機関での高齢者の見守り	○	○	○	○	○	自主	住民、民生委員、駐在所等
■訪問ボランティア活動 ・社協職員とボランティアによる訪問活動、アウトリーチの相談等 ガイドライン①ーウ制度の狭間の課題対応	○	○	○	○	○	自主	ボランティア
■すこやか健康塾の開催（年6回） ・健康運動指導士（作業療法士、看護師）の指導による運動教室、月1回	他機関との調整					補助	古平福祉会
■各地域へ出向いてのサロン事業展開 ・各区会へ社協の事務局が直接出向いてのサロン活動、脳トレ、体操、懇談等 ガイドライン①ー地域福祉に関する活動への住民の参加促進	○	○	○	○	○	補助	各区会
■区会交流会への助成、協力 ・区会の高齢者交流会等への助成、協力 区会交流会の開催区会（目標値設定） ガイドライン①ーイ住民等の交流会	○	○	○	○	○	補助	各区会
■全村高齢者ひなまつり交流会の実施 ・75歳以上の高齢者を招いて、ボランティアの協力により交流会を行う 前年度参加者111名（敬老会以外で集まる機会） 新規参加ボランティア数 ガイドライン①ーイ住民等の交流会	○	○	○	○	○	補助	ボランティア団体
■高齢者昼食会の実施 ・お花見昼食会、電話ボランティア昼食会を実施し会食を行う ガイドライン①ーイ住民等の交流会	○	○	○	○	○	補助	ボランティア
■ふれあいパークゴルフ大会 ・高齢者でも参加できるパークゴルフ大会の開催	参加者の減少により廃止					補助	住民全体 ボランティア
■ふまねっと運動の普及、ネットの貸出 ・ふまねっとのネットの貸し出し	○	○	○	○	○	寄付	ふまねっと サポーター

■ 民生委員との連携 ・ 民生委員協議会への出席 ガイドライン①ータ全庁的な体制整備	○	○	○	○	○	自主	民生委員 行政
■ 心配ごと相談の随時受付 ・ 社協の社会福祉士、心配ごと相談員等による総合相談 ガイドライン②ーア相談支援体制の整備	○	○	○	○	○	自主	民生委員
■ 日常生活自立支援事業の受託 ・ 道社協委託、高齢者等の金銭管理 利用料 1回1200円、利用者現在0名 ガイドライン①ーケ権利擁護の在り方	○	○	○	○	○	利用 料・ 委託	道社協 生活支援員
■ 愛情資金の周知、貸付 ・ 赤井川社協独自の貸付事業 ガイドライン①ーエ生活困窮者等の横断的対応	○	○	○	○	○	自主	愛情資金貸 付委員会
■ 生活福祉資金の周知、貸付 ・ 道社協の貸付事業の相談、受付窓口 ガイドライン①ーエ生活困窮者等の横断的対応	○	○	○	○	○	委託	道社協
■ 成年後見事業の実施（市民後見人）、 成年後見センターとの連携 ・ 小樽・北しりべし成年後見センターと協定 を結び市民後見人として活動、補佐1名 ガイドライン①ーケ権利擁護の在り方	○	○	○	○	○	委託	小樽・北しり べし成年後 見センター
■ あんしん法律相談の実施（月1回） ・ 札幌弁護士会と協定して弁護士による無料 法律相談を実施	○	○	○	○	○	自主	札幌弁護士 会
■ 生活支援体制整備事業へ協力 ・ 協議体への参画 ガイドライン⑤包括的支援体制整備	○	○	○	○	○		地域包括支 援センター、 行政

2 ボランティア活動の充実と担い手育成

【福祉課題】

◆ボランティアの高齢化と参加の促進について

ボランティアの担い手不足・高齢化が本村で進んでいるが、一方で参加したくても参加方法がわからない等の意見もある。将来にわたってボランティア活動が停滞しないように今から若手ボランティアの育成や現在働いている方でも出来るボランティア活動の推進の視点が必要です。

【具体的実践項目】 ○ 推進 ◎ 強化

取り組み・目標	年次計画（2018～）					財源 区分	関係機関
	18	19	20	21	22		
■ ボランティアセンター運営委員会の開催 ・ボランティア団体の代表者、行政担当者等 村内のボランティア関係者で 運営委員会の年間開催数（目標設定） ガイドライン④地域福祉に関する活動への住民参加の促進	○	○	○	○	○	自主	ボランティ ア団体 行政、
	1 回	→	2 回	→	3 回		
■ ボランティア広報誌の発行（月1回） ・ボランティア広報紙「あいの郷」毎月発行 ガイドライン④地域福祉に関する活動への住民参加の促進	○	○	○	○	○	補助	住民全体
■ ボランティア指定校への継続的助成、協力 ・赤井川小学校、都小学校、赤井川中学校を ボランティア指定校とし助成、福祉教室の 開催等 福祉教室の開催校 ガイドライン④地域福祉に関する活動への住民参加の促進	○	○	○	○	○	補助	赤井川小学 校、都小学 校、赤井川中 学校
	1 校	→	2 校	→	3 校		
■ 小中学校のボランティア体験の実施 ・夏休み、冬休みの小中学生のボランティア 体験の実施 ガイドライン④地域福祉に関する活動への住民参加の促進	◎	◎	◎	◎	◎	自主	小中学校、 ボランティ ア
	学校、PTAへのPR強化						
■ ボランティアの普及、調整、講習等の開催 ・ボランティア講習会等の開催 ・新規ボランティアの養成、発掘 （若年層ボランティアの発掘にも努める） ・ボランティア団体の活動紹介、意見交換を 通じたネットワークの強化 ボランティア講習の受講者（延べ）	◎	◎	◎	◎	◎	補助	住民全般
	新規ボランティアの養成に重点						
	5 名	→	10 名	→	15 名		

ガイドライン①ー地域福祉に関する住民参加の促進							
■手話講習会の開催 ・後志ろうあ協会のろうあ者と余市手話会の協力による手話講習会の開催 手話の挨拶程度ができる人数 ガイドライン④地域福祉に関する活動への住民参加の促進	○	○	○	○	○	共同募金	後志ろうあ協会、余市手話会
	2名	→	4名	→	6名		
■ふれあい郵便事業の実施 ・赤井川小学校、都小学校生徒により、月1回、地域の高齢者にふれあい郵便を送る 前年度98通 ガイドライン④地域福祉に関する活動への住民参加の促進	○	○	○	○	○	自主	赤井川小学校、都小学校郵便局

3 災害に強い赤井川村に向けて

【福祉課題】

◆災害発生時の避難体制について

災害等について、区会などで話し合いが持たれたことがなく、災害時の避難場所を知らない人も多い。地域が高齢者ばかりで支援者がいなかったり、昼間家族がいない世帯等もあり、冬季間の避難も課題。

【具体的実践項目】 ○ 推進 ◎ 強化

取り組み・目標	年次計画 (2018～)					財源 区分	関係機関
	18	19	20	21	22		
■道社協と災害救援活動の支援に関する協定を締結 ・災害時、社協での災害ボランティアセンター設置に関する協議 ・災害救援担当職員の配置と研修	◎	◎	○	○	○		道社協、 行政
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 村との協議のうえ 社協の役割を確認 </div>							
■(新規) 村の防災に関する情報の共有、要援護者対策の情報共有等 ガイドライン②ーオ避難行動要援護者の把握	○	○	○	○	○	自主	行政
■地域住民と災害時の助け合い等の話し合いや、意識共有の機会をもつ 防災の話し合いをした区会数(延べ数)	◎ 2 区 会	◎ →	◎ 6 区 会	◎ →	◎ 10 区 会	自主	住民全体

4 子育て支援について

【福祉課題】

◆子育てに関する情報やサービスが不足している

0歳～1歳の保育や病児保育がない、若い世代は村に新規で入ってきた人も多く、子育て等に関する情報がわからない場合も多い。高校以降の学費、通学費などの負担が大きい。

【具体的実践項目】 ○ 推進 ◎ 強化

取り組み・目標	年次計画（2018～）					財源 区分	関係機関
	18	19	20	21	22		
■育児サークルこっこクラブへの助成、支援 ガイドライン④地域福祉に関する住民参加の促進	○	○	○	○	○	補助金	行政保健師 こっこクラブ
■カルデラクラブへの支援 ・活動内容の見直し、新規加入者募集 ガイドライン⑤アボランティア団体の社会福祉活動への支援	○	○	○	○	○	共同募金	カルデラクラブ
■子育てサポート事業の実施 ・援助会員、両方会員、依頼会員によって託児を実施（時間料金制） ・子育て講演会、講習会 会員の拡大（増加会員数、延べ） ガイドライン④地域福祉に関する活動への住民の参加促進	◎	◎	◎	◎	◎	本人負担	ボランティア
■生活福祉資金の貸し付け ・就学資金（他制度優先）	○	○	○	○	○	道社協	道社協
■（新規）子どもも集まれる拠点の検討 （高齢者、障がい者も含む） ガイドライン①ーシ住民が集う拠点の整備			○	○	○		こっこクラブ、カルデラクラブ等

5 地域から信頼される社協

【福祉課題】

◆社協の在り方について

・社協＝行政と思っている人が多く、社協が何をやっているところかわからないという声も多い。社協の組織体制の強化。社協の事業や必要性を理解してもらえりような組織になり、住民とともに地域の課題解決に取り組む。

【具体的実践項目】 ○ 推進 ◎ 強化

取り組み・目標	年次計画（2018～）					財源 区分	関係機関
	18	19	20	21	22		
■理事会・評議員会の開催 ・役員（理事・監事）、評議員懇談会の開催 ガイドライン⑥市町村社協の基盤の整備強化等	○	○	○	○	○	自主 財源	役員、評議員 行政
■役職員研修の実施 社協勉強会等の開催（年間） ガイドライン①地域福祉に関する活動への住民参加の促進	◎ 6 回	◎ → 6 回	◎ 6 回	◎ → 6 回	◎ 6 回	補助 金	役員、評議員、職員
■四半期ごとの監事監査の実施 ・監事による監査、外部監査 監事監査、外部監査（年間回数）	◎ 8 回	◎ → 8 回	◎ 8 回	◎ → 8 回	◎ 8 回	補助 金	監事、役員 外部監査法人
■広報紙の発行 ・わかりやすくする工夫をする	○	○	○	○	○	補助 金	住民
■会員、賛助会員の加入拡大 ・社協事業の説明会、会費の使い道等の広報 社協会員の加入率（世帯数、%） ガイドライン⑥市町村社協の基盤の整備強化等	◎ 48 %	◎ → 60 %	◎ 60 %	◎ → 70 %	◎ 70 %	自主	住民、企業
■地域懇談会の継続的開催 ・区会・各団体等 地区懇談会開催回数 ガイドライン①地域福祉活動への住民参加の促進	◎ 3 回	◎ → 5 回	◎ 5 回	◎ → 7 回	◎ 7 回	会費 等	住民、区会 各団体
■（新規）地域福祉実践計画の推進 ・継続審議、評価、見直し等	○		○		○		道社協、行政 各団体、住民
■行政、議会と社協役員、評議員との懇談会の開催等 ガイドライン①一タ全庁的な体制整備	○	○	○	○	○	自主 財源	行政、村議会、社協役員、評議員
■寄付金収入の拡大に向けた取り組み 共同募金、歳末助け合い ガイドライン①一セ寄付や共同募金の取組	○	○	○	○	○	自主 財源	住民、企業

みの推進							
■（新規）住民主体の村づくりに対する 取り組み ・「我が事・丸ごと」の地域共生社会への意識 付け ・住民向けの福祉教育等 ガイドライン①地域福祉に関する活動への住 民参加	○	○	○	○	○	自主 財源	住民

※なお、ガイドラインについては、平成29年12月12日付厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン（別紙）参照